

みんなの校庭プロジェクト

取組のあらまし

取組団体 神奈川県川崎市

取組内容 都市化が進み、ボール遊びなどができる場所が少なくなってきたことを受け、小学校の校庭を開放することで、こどもたちの思いや主体性を尊重しながらこどもたちが自由に遊べる環境づくりを進めている。

推進体制 2名（令和4～6年度）

予算等 442万円（令和6年度） ※ボール等の消耗品購入費（114校分 初動調弁）

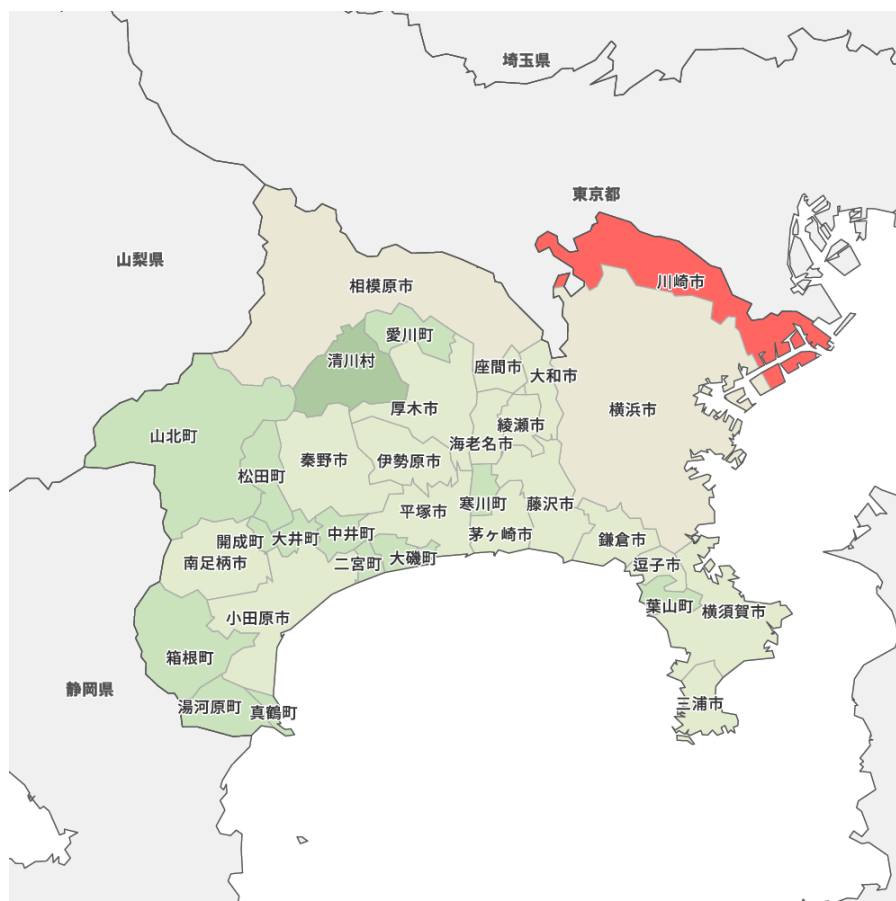
1 神奈川県川崎市の概要

人口 1,535,141人 令和7年1月1日現在（住民基本台帳人口）

職員数 18,942人 令和6年4月1日現在（うち 一般事務職：4,520人 教育職：6,129人）

総面積 142.96km² 令和7年10月1日現在（国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」）

図表 1 神奈川県川崎市位置図



出所：Map-It

2 取組の背景・目的

(1) 川崎市の概要

川崎市は神奈川県の北東部に位置し、多摩川を挟んで東京都と隣接する都市である。市内は、川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区の7つの区に別れており、市の中央から南側にかけては住宅街や高層ビルも立ち並ぶ一方で、北側には豊かな自然環境が残っている。

(2) こどもたちに安全な遊び場を

都市化の進む地域に存在する公園は総じてルールが厳しく、公園であってもこどもたちは自由に遊ぶことができない。川崎市南部に位置する幸区の古川小学校のこどもたちから「自由にボール遊びができる場所がほしい」との声が多く寄せられたことをきっかけに、こどもたちが自由に遊べる環境づくりが進められることになった。

ももとは川崎市長との車座集会で出た話であったため、区役所が主体となって校庭の活用を進めていたが、区役所主体だとイベント的要素が強くなってしまったことから、川崎市教育委員会内に学校と地域との連携を図ることに主眼を置いた部署が設置された。

3 取組内容

(1) みんなの校庭プロジェクト

川崎市のこどもたちの「自由にボール遊びができる場所がほしい」という声から始まった取組は「みんなの校庭プロジェクト」と命名された。令和5年度には、各校でこどもたちが中心となって校庭開放のルールづくりに取り組んだ。モデル的試行として準備の整った学校から順次開放し、令和6年度には、当時工事中だった3校を除く全公立小中学校での校庭開放が始まった。

図表2 放課後・校庭開放の様子（1）



出所：川崎市提供

ア 基本理念・コンセプト

川崎市の「みんなの校庭プロジェクト」では、「公園のように校庭で自由に遊ぶ」を基本理念とし、学校や市が子どもたちの遊び場を管理するのではないと整理した。そのため参加は公園と同じく各家庭での判断となる。

また、このプロジェクトにおいて川崎市が重要視しているのが「子どもたちの意見を聴く」ことである。校庭開放のルールづくりを小学校の授業の題材として取り上げたり、GIGA端末で子どもたちが自分で作ったアンケートフォームで校庭開放のルールについて意見を募ったりと、取組そのものに、子どもたちが主体的に参画しているのが特徴である。

イ 校庭開放のルール

川崎市では、事業の実施に際し、新たに条例や規則を設けなかった。これは、校庭開放の時間を学校教育の時間外であり学校の管理下ないと整理したためだ。

校庭が開放されるのは平日の放課後のみ、事前申込や受付は行っていない。学校から帰宅せずにそのまま校庭で遊ぶ場合については、ピロティなどの所定のランドセル置き場にランドセルを置いた時点から学校の管理下から外れるものとされる。

怪我などの有事の際も、原則として家庭での対応となるが、初動対応については放課後児童クラブ「わくわくプラザ」のスタッフが行う。ただし、川崎市では、わくわくプラザのスタッフに子どもたちに対する管理責任はなく、あくまで「公園に居合わせた近所の大人」のような立ち位置であると整理している。

この他、運営する上での細かなルールについては各小学校で異なる。

図表3 放課後・校庭開放の様子（2）



出所：川崎市提供

① 例1 御幸小学校

一度も校庭開放を実施したことがなかった御幸小学校で子どもたちが決めたルールは、①実施日は毎週火曜日、木曜日、金曜日、②時間は16時まで、③対象学年は4年生以上、④帰宅せずに遊ぶこと、⑤ランドセルはピロティに置くことであった。子どもたちに周知するためのポスターは御幸小学校のスポーツ委員会に所属する児童が作成し、校内に掲示した。

図表 2 御幸小学校の校庭開放ルール

	令和5年度	令和6年度以降
実施曜日	実施無し	火、木、金
実施時間		16時まで
対象学年		4年生以上
帰宅有無		帰宅せず遊ぶ
ランドセル置き場		ピロティ

出所：子どもたちの意見を踏まえた校庭開放ルール ビフォーアフター

② 例2 平小学校

すでに校庭開放を実施していた平小学校では、令和5年度のルールづくりの際、子どもたちの意見を受けて従来のルールより内容を拡充することを決めた。具体的には、①実施日を一日増やし、平日はすべて開放する、②対象学年は4年生以上から3年生以上に変更、③遊べる遊具はクラスボールのみだったところを竹馬、一輪車なども可とした。これらの変更した内容は、児童たちによる運営委員会から発表された。

図表 3 平小学校の校庭開放ルール

	令和5年度	令和6年度以降
実施曜日	月、火、木、金	月、火、 <u>水</u> 、木、金
実施時間	16時まで	16時まで
対象学年	4年生以上	<u>3年生</u> 以上
帰宅有無	帰宅せず遊ぶ	帰宅せず遊ぶ
遊べる遊具	クラスボール	クラスボール <u>竹馬、一輪車なども可</u> ※自分たちで片付けること

出所：子どもたちの意見を踏まえた校庭開放ルール ビフォーアフター

4 成果・課題

(1) 取組の成果

川崎市に限らず、都市部ではボール遊びなどができる公園が少なくなっている。また、コロナ禍の外出自粛要請も重なり、外遊びの経験が少ないこどもも多い。そんな中、川崎市では、こどもたちが自分たちで放課後に自由にボール遊びができる場所を作りあげた。

取組開始前、校庭開放のルールづくりにおいて、児童を中心にすることで本来意図していない「ゲームをしたい」、「お菓子を食いたい」といった意見が出るのではないかと危惧されていたが、実際には「ランドセルは学年ごとに置き場を決めよう」、「ボール遊びと鬼ごっこはエリア分けをしよう」など、大人たちの想定以上に建設的な「校庭においてみんなで楽しく遊ぶためのルール」が提案された。

そして、自分たちで決めたルールであるためか、管理者がいない中でも終了時間や片付けなどのルールを守るこどもたちの姿が見られるなど、これからの教育で重要視されている自主性や主体性の育成につながっていることがうかがえる。

(2) 今後の課題

自分たちでつくったルールであるという認識が主体性を強くしていることを踏まえると、現在、出来上がっているルールを見直して児童がいかに関心事として捉え、適宜ルールを見直すことができるようになるかが、継続的に校庭開放を運用していくにあたり課題となると考えられる。

関連・参考資料

熊本市・地方自治研究機構『こどもの居場所及びその開設等の支援に関する調査研究』p.181-185

熊本市・一般財団法人地方自治研究機構

「令和6年度こどもの居場所及びその開設等の支援に関する調査研究」

川崎市ホームページ

[川崎市：川崎市プロフィール](#)

川崎市教育委員会「みんなの校庭プロジェクト」

[川崎市教育委員会：みんなの校庭プロジェクト](#)

教育委員会事務局地域教育推進課

[ba.pdf](#)